

# 消費生活センターだより 暮らしのスクラム



自宅を売っても住み続けられる？リースバックは慎重に検討して！

## 事例

4年前、所有していたマンションを売って、そのまま賃貸でそこに住み続けられる契約をした。売却金額は1千万円で、家賃の月額は9万5千円。当時の月収は、夫と私の年金で24万円以上あったが、しばらくして夫が亡くなり、年金が減って家賃の支払いが遅れるようになった。集金人がやってきて家賃の催促をされた。事情を話すと「払わないなら出て行ってもらう」と言われた。

## アドバイス

- ・自宅を不動産業者に売却して代金を受け取り、同時に賃貸借契約を結んで、その後は家賃を払いながら同じ家に住み続ける「リースバック」という不動産取引があります。
- ・リースバックで結んだ賃貸借契約においては、期間が定められる場合が多く、ずっと住み続けられる保証はありません。家賃が相場より高額に設定されてしまうことや、契約更新時に家賃が値上げされることもあります。また、経済的事情の変化により支払えなくなる事態が生じる場合もあります。
- ・自宅の売却はクーリング・オフができず、契約が成立してしまうと無条件で解除できません。メリットだけでなくデメリットや仕組みもよく理解して慎重に考えましょう。
- ・不動産取引は複雑です。契約する前に家族など信頼できる方に相談し、一人で対応しないようにしましょう。不安な場合は、契約される前に消費生活センターに相談してください。

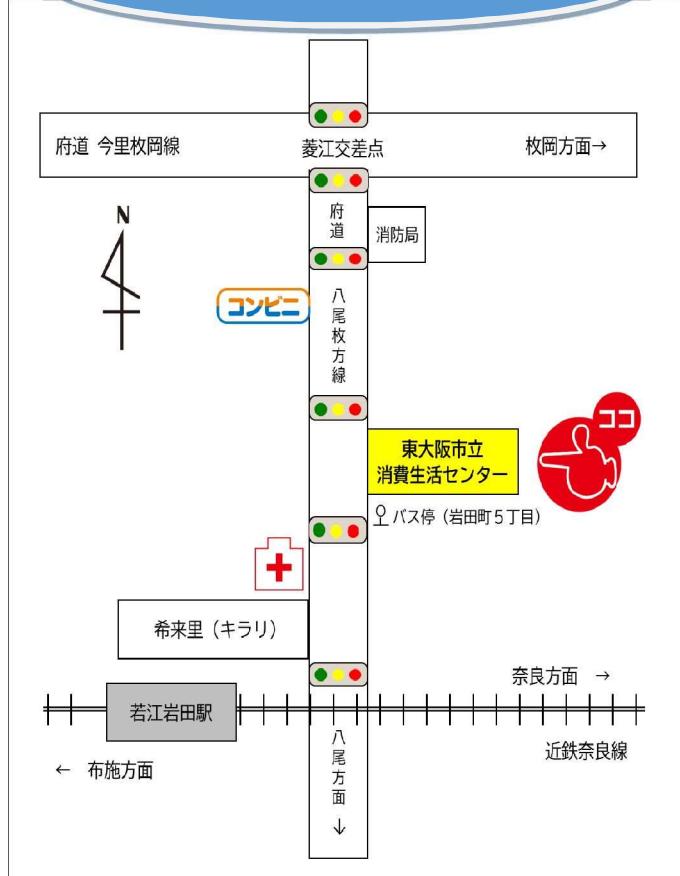
発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください



# 消費生活センターご案内

## 消費生活センター案内略図



## 〈消費生活相談窓口は〉

### ●電話

072-965-0102

### ●受付時間

午前9時30分～午後4時まで  
(土・日・祝休日・年末年始を除く)  
※来所相談の場合は、  
事前に電話予約してください。

### ●交通

近鉄奈良線若江岩田駅下車  
北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002(事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

…相談窓口ではこんなことをしています…

- ◆自主交渉の助言……………消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆苦情処理のあっせん…………契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆専門機関の紹介……………センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介いたします。
- ◆消費生活にかかわる情報提供など

### ★消費生活センターでお受けできない相談

- ◆事業者からの相談
- ◆個人間のトラブル
- ◆行政への苦情
- ◆損害賠償の請求

### 〈土曜・日曜の相談窓口〉（年末年始を除く）

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650  
ともに午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで

### 〈土曜・日曜・祝日の相談窓口〉（年末年始を除く）

消費者ホットライン 局番なしの「188(いやや!)」番 午前10時から午後4時まで